

令和5年12月

熊本県議会定例会議案

(予算関係追号)

熊 本 県

議 案 目 録

第 48 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	（ 1 ）
第 49 号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	（ 12 ）
第 50 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第4号）	（ 15 ）
第 51 号	令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）	（ 17 ）
第 52 号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	（ 18 ）
第 53 号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	（ 19 ）
第 54 号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）	（ 20 ）

第 48 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,686,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ994,142,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		223,515,409	2,000,000	225,515,409
	1 地方交付税	223,515,409	2,000,000	225,515,409
2 分担金及び負担金		3,934,796	1,166,354	5,101,150
	1 分 担 金	633,442	215,667	849,109
	2 負 担 金	3,301,354	950,687	4,252,041
3 国庫支出金		203,264,808	25,514,287	228,779,095
	1 国庫負担金	48,368,357	239,051	48,607,408
	2 国庫補助金	153,142,925	25,275,236	178,418,161
4 繰越金		5,281,502	441,225	5,722,727
	1 繰越金	5,281,502	441,225	5,722,727
5 諸 収 入		69,953,286	57,581	70,010,867
	1 雑 入	9,379,304	57,581	9,436,885
6 県 債		86,805,000	14,507,000	101,312,000
	1 県 債	86,805,000	14,507,000	101,312,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳	入	950,456,201	43,686,447	994,142,648
合	計			

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円	千円	千円
		1,659,544	7,972	1,667,516
	1 議 会 費	1,659,544	7,972	1,667,516
2 総 務 費		52,317,202	1,575,752	53,892,954
	1 総務管理費	20,184,679	56,793	20,241,472
	2 企 画 費	12,981,018	253,895	13,234,913
	3 徴 税 費	7,863,447	19,334	7,882,781
	4 市 町 村 振 興 費	6,687,889	1,202,025	7,889,914
	5 選 挙 費	1,776,327	81	1,776,408
	6 防 災 費	2,051,875	38,197	2,090,072
	7 統 計 調 査 費	426,035	2,411	428,446
	8 人 員 会 事 費	180,351	1,591	181,942
	9 監 査 委 員 費	165,581	1,425	167,006
3 民 生 費		109,333,598	668,479	110,002,077
	1 社会福祉費	60,789,261	587,121	61,376,382

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	42,826,418	70,430	42,896,848
	3 生活保護費	4,917,597	10,928	4,928,525
4 衛生費		126,352,544	1,248,601	127,601,145
	1 公衆衛生費	111,242,269	937,904	112,180,173
	2 環境衛生費	12,220,509	235,905	12,456,414
	3 保健所費	1,599,447	26,469	1,625,916
	4 医薬費	1,290,319	48,323	1,338,642
5 労働費		3,962,495	6,575	3,969,070
	1 労政費	227,494	1,343	228,837
	2 職業訓練費	3,313,602	4,525	3,318,127
	3 労委員会費	111,753	707	112,460
6 農水産業林費		67,850,106	10,261,696	78,111,802
	1 農業費	19,391,102	84,804	19,475,906
	2 畜産業費	3,359,347	12,114	3,371,461
	3 農地費	22,419,024	5,465,462	27,884,486

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 林業費	16,562,223	3,316,902	19,879,125
	5 水産業費	6,118,410	1,382,414	7,500,824
7 商工費		75,037,366	2,979,405	78,016,771
	1 商業費	59,759,736	928,514	60,688,250
	2 工鉱業費	12,202,044	1,793,586	13,995,630
	3 観光費	3,075,586	257,305	3,332,891
8 土木費		96,495,530	25,060,981	121,556,511
	1 土木管理費	2,866,380	15,940	2,882,320
	2 道橋りょう路費	42,271,900	9,422,844	51,694,744
	3 河川海岸費	35,801,979	8,930,332	44,732,311
	4 港湾費	5,014,692	2,121,201	7,135,893
	5 都市計画費	8,544,600	4,568,947	13,113,547
	6 住宅費	1,995,979	1,717	1,997,696
9 警察費		40,165,876	533,125	40,699,001
	1 警察管理費	35,784,887	514,173	36,299,060

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 警察活動費	4,380,989	18,952	4,399,941
10 教育費		142,705,001	1,343,861	144,048,862
	1 教育総務費	30,061,257	105,919	30,167,176
	2 小学校費	36,455,840	493,458	36,949,298
	3 中学校費	21,786,932	282,286	22,069,218
	4 高等学校費	33,373,936	289,488	33,663,424
	5 特別支援 学校費	14,267,734	145,016	14,412,750
	6 大学費	1,418,546	16,335	1,434,881
	7 社会教育費	2,873,353	9,369	2,882,722
	8 保健体育費	2,467,403	1,990	2,469,393
歳出合計		950,456,201	43,686,447	994,142,648

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	金額
1 総務費		千円 1,413,771
	1 企画費	234,771
	2 市町村振興費	1,179,000
2 民生費		614,973
	1 社会福祉費	563,332
	2 児童福祉費	49,546
	3 生活保護費	2,095
3 衛生費		969,449
	1 公衆衛生費	927,876
	2 医薬費	41,573
4 農林水産業費		1,388,200
	1 農業費	25,000
	2 水産業費	1,363,200
5 商工費		204,500
	1 観光費	204,500
6 土木費		8,912,441
	1 河川海岸費	8,912,441
7 教育費		61,728

款	項	金額
	1 教育総務費	千円 61,728
合	計	13,565,062

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 衛 生 費		千円 30,000	千円 50,652
	1 環 境 衛 生 費	30,000	50,652
2 農 林 水 産 業 費		7,545,400	16,279,561
	1 農 地 費	3,510,000	8,950,000
	2 林 業 費	4,035,400	7,329,561
3 土 木 費		13,196,680	29,266,194
	1 道 路 橋 り ょ う 費	7,084,680	16,478,061
	2 港 湾 費	1,665,500	3,782,757
	3 都 市 計 画 費	4,446,500	9,005,376
合 計		20,772,080	45,596,407

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 2,380,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 3,066,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	420,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	490,000			
農地防災国庫補助事業費	408,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	532,000			
湛水防除国庫補助事業費	587,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,105,000			
造林国庫補助事業費	33,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	483,000			
林道国庫補助事業費	583,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	625,000			
治山国庫補助事業費	2,931,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	3,369,000			
漁港国庫補助事業費	463,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	1,064,000			
観光施設整備事業費	128,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	率)。 る。	230,000	(補正前に同じ)		
道路橋りょう国庫補助事業費	6,668,000	一部又は全部			10,232,000			
道路維持国庫補助事業費	3,062,000	を翌年度以降 に繰り下げて			3,579,000			
河川国庫補助事業費	1,993,000	借り入れるこ とができる。			3,633,000			
砂防国庫補助事業費	2,981,000	発行価格が			5,571,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	151,000	額面金額を下			229,000			
港湾建設国庫補助事業費	364,000	回るときは、 その発行差額			1,591,000			
土地区画整理事業費	444,000	をうめるため			549,000			
街路国庫補助事業費	1,154,000	必要な金額を 加算した額を			2,858,000			
都市公園整備事業費	161,000	限度額とする ことができる。			212,000			
計	25,120,000				39,627,000			

第 49 号

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,864,114千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手数料		千円 868,440	千円 548	千円 868,988
	1 使用料	868,440	548	868,988
歳入合計		2,863,566	548	2,864,114

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 1,851,871	千円 548	千円 1,852,419
	1 港 湾 費	1,851,871	548	1,852,419
歳 出 合 計		2,863,566	548	2,864,114

第 50 号

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,490,096千円	499千円	3,490,595千円
第1項 営業費用	3,413,485千円	499千円	3,413,984千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「487,043千円」を「487,543千円」に、「29,180千円」を「32,770千円」に、「457,863千円」を「454,773千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,464,136千円	187,500千円	1,651,636千円
第1項 企 業 債	326,000千円	39,000千円	365,000千円
第2項 補 助 金	802,450千円	109,000千円	911,450千円
第3項 負 担 金	326,825千円	39,500千円	366,325千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,951,179千円	188,000千円	2,139,179千円
第1項 建設改良費	1,458,069千円	188,000千円	1,646,069千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代北部流域下水道建設事業 （受変電設備等） 八 代 市	令和6年度 ～令和7年度	千円 516,000
	年次別内訳	
	令和6年度	112,500
令和7年度	403,500	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	58,281千円	499千円	58,780千円

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 51 号

令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	2,537,105千円	4,582千円	2,541,687千円
第1項 営業費用	2,174,794千円	4,582千円	2,179,376千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	480,229千円	4,582千円	484,811千円

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 52 号

令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	1,261,460千円	604千円	1,262,064千円
第1項 営業費用	1,217,272千円	604千円	1,217,876千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	64,180千円	604千円	64,784千円

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 53 号

令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	44,846千円	380千円	45,226千円
第1項 営業費用	36,846千円	380千円	37,226千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	9,480千円	380千円	9,860千円

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 54 号

令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,720,989千円	11,195千円	1,732,184千円
第1項 医 業 費 用	1,692,324千円	11,195千円	1,703,519千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,045,899千円	11,195千円	1,057,094千円

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和5年度